

## 上田市災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人上田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、上田市地域防災計画に基づき、上田市災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、上田市内で災害が発生した場合に、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、上田市災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営について、甲及び乙の役割分担等について定めるものとする。

### （市の責務）

第2条 甲は、災害ボランティア活動が被災地の早期復旧・復興において重要な役割を担うことを認識し、ボランティア活動支援を行うセンターが確実に機能するための措置を講じるとともに、市地域防災計画に基づく市の対策を適切に実施する責務を有する。

### （情報共有）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の支援に資する情報を速やかに共有する。

### （センターの設置）

第4条 乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲と協議の上、センターを設置するものとする。

### （センターの設置場所）

第5条 センターの設置場所は、上田市ふれあい福祉センター内とする。ただし、当該施設が被災等により使用できない場合、甲及び乙は協力して、それに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの出張所機能を持つ現地ボランティアセンターを設置する必要があると認めたときは、乙と協議の上、その設置場所を確保するものとする。

### （センターの運営）

第6条 乙は、センターの運営に当たり、甲のほか、ボランティア活動支援団体等から必要な協力を得るものとする。

### （センターの業務）

第7条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアの受付、登録、ボランティア保険の加入
- (2) ボランティア情報の広報
- (3) ボランティア活動のコーディネート
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(報告)

第8条 乙は、ボランティアの需給状況について、随時、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 費用負担は、被災地の早期復旧・復興のため、第7条に定めるセンターの業務が滞りなく遂行できることを基本とする。

2 甲は、センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を負担する。

3 前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定する。

(資機材の確保)

第10条 乙は、平常時から災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に努めるとともに、甲は、必要に応じて協力するものとする。

(人材育成)

第11条 乙は、平常時から甲と協力し、災害ボランティア活動が円滑に実施されることを目的とした研修会等を実施し、センターの運営支援に携わる者の育成に努めるものとする。

(体制整備)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、センターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 上田市大手一丁目11番16号

上田市長

土屋陽一



乙 上田中央三丁目5番1号

上田市社会福祉協議会会長 宮之上 孝司

